

平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照
条文

○ 平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百十一号）（
抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第八条までに規定する措置を指定する。</p> <p>（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）</p> <p>第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和二年六月二十六日とする。</p> <p>（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和三年五月三十一日とする。</p>	<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。</p> <p>（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）</p> <p>第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十二年六月二十六日とする。</p> <p>（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成三十三年五月三十一日とする。</p>